

東京大学大学院教育学研究科附属学校教育高度化センター規則

(目的)

第1条 東京大学大学院教育学研究科学校教育高度化センター（以下、「センター」という。）は、全国の大学、研究所、教員養成機関、教育委員会、学校等と連携して、学校教育の高度化を推進することを目的とする。

(組織)

第2条 センターに、センター長、副センター長、助教、研究員、並びに外国人客員教授（または准教授）を置く。

- 2 センターにおける研究プロジェクトを推進するため、協力研究員の参加を求めることができる。
- 3 センターの組織と運営に関する事項は、別に定める。

(センター長及び副センター長)

第3条 センター長は、大学院教育学研究科の教授のうちから教授会において選出する。副センター長は、センター運営委員会委員のうちからセンター長が推薦し、教授会の承認を得る。

- 2 センター長は、センターを統括し、これを代表する。副センター長は、センター長を補佐し、センター長と共にセンターの運営に従事する。
- 3 センター長及び副センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(センター運営委員会)

第4条 センターに、これを運営するためセンター運営委員会を置く。

- 2 センター運営委員会に関する事項は、別に定める。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 東京大学大学院教育学研究科附属学校臨床総合教育研究センター規則(平成9年2月5日制定)は、廃止する。
- 3 学校臨床総合教育研究センターが廃止のときまで実施していた事業については、学校教育高度化センターが引き継ぐものとする。

附 則

この規則は、平成20年9月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年10月5日から施行する。

東京大学大学院教育学研究科 附属学校教育高度化センター運営委員会規則

(設置)

第1条 東京大学大学院教育学研究科附属学校教育高度化センター規則第4条に基づき、東京大学大学院教育学研究科附属学校教育高度化センター（以下、「センター」という。）に、センター運営委員会（以下、「委員会」という）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 組織に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 研究プロジェクトの決定
- (4) その他センターの運営に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長及び副センター長
- (2) 研究員若干名
- (3) その他センター長が必要と認めた者

3 前項第2号および第3号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が任期途中で交替した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員長は、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副センター長、または委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決定する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 東京大学大学院教育学研究科附属学校臨床総合教育研究センター運営委員会規則（平成9年2月5日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成23年10月5日から施行する。

東京大学大学院教育学研究科 附属学校教育高度化センターの組織と運営に関する申し合わせ

制定 平成18年5月17日

(趣旨)

- 1 この申し合わせは、東京大学大学院教育学研究科附属学校教育高度化センター（以下、「センター」という）の組織と運営に関して必要な事項を定める。

(センター長の選出)

- 2 教授会におけるセンター長の選出にあたっては、センター運営委員会が参考意見を提出する。

(助教の選考)

- 3 センター助教の任用は、センター運営委員会にて決定する。

(外国人客員教授・准教授の選考・任期)

- 4 外国人客員教授・准教授の選考は、教授会の客員教授・准教授の人事選考の手続きに基づいて行う。
- 5 外国人客員教授・准教授の任期は、センター運営委員会が教授会に提案し承認を得る。

(研究員の選考)

- 6 研究員は、本学教員（附属学校教員を含む）のうちから、センター運営委員会の議に基づき、教授会の承認を得て大学院教育学研究科長（以下、「研究科長」という。）が委嘱する。
- 7 研究員には、大学院教育学研究科学校教育高度化専攻の専任教員を2名以上含める。
- 8 研究員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(協力研究員の選考)

- 9 協力研究員は、国内外の他大学・研究機関の教員・研究者及び教育関係機関（教育委員会、国公立私立諸学校、教育・医療・福祉等に関する機関等をいう）の教職員、並びに本学他部局・教育学部附属中等教育学校の教員、センター研究プロジェクトに従事する研究プロジェクトリーダー及び本学大学院博士課程院生あるいはそれと同等の資格を有する者等のうちから、センター運営委員会の議に基づき、教授会の承認を得て研究科長が委嘱する。
- 10 協力研究員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(事業)

- 11 センターはその目的に照らして、必要な研究プロジェクトを計画・実施する。研究プロジェクトは、センター運営委員会で審議し、これを決定する。
- 12 研究プロジェクトの責任者は、センター長、副センター長もしくは研究員とする。
- 13 センターは研究会やシンポジウムを開催し、研究内容の公表と、他の教育関係機関との連携に努め

る。

- 14 他大学や他機関に所属する協力研究員が、センター開催の研究会やシンポジウムに出席した場合には、旅費・交通費についてのみ支給する。本学に在籍する協力研究員についてはすべて支給しない。
- 15 センターは機関誌、報告書等を発行し、活動内容の公表に努める。

附 則

東京大学大学院教育学研究科附属学校臨床総合教育研究センターの組織と運営に関する申し合わせ（平成9年2月5日制定）は、廃止する。

附 則

この申合せは、平成20年9月17日から施行する。

附 則

この申合せは、平成23年10月5日から施行する。